

令和3年1月臨時会 県土整備委員会（事前）

令和3年1月28日（木）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

岩佐委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（10時48分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、危機管理環境部関係の調査を行います。

この際、危機管理環境部関係の1月臨時会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第1号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第9号）

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症への対応について（資料1）
- 生活衛生関係営業者応援給付金の期間延長等について（資料2）

志田危機管理環境部長

今回の補正予算案につきましては、新型コロナウイルス感染症に関連します緊急事態宣言発令に伴う県民、事業者の皆様への不安を払拭し、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた緊急対応を行うためにお願いするものでございます。

当部からの提出予定案件につきまして、お手元の説明資料に基づき御説明を申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。

一般会計の補正ですが、危機管理環境部の補正予算案といたしまして、左から3列目、補正額欄の最下段に記載のとおり、17億3,700万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は合計で103億8,675万5,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。

課別主要事項説明ですが、危機管理政策課の防災総務費の摘要欄①のア、「新しい生活様式」実装推進事業～飲食店応援事業～についてでございます。

1月8日から発令されました緊急事態宣言によりまして、飲食の場は特に感染リスクが高いと指摘されておりまして、対象11都府県につきましては飲食店の営業時間短縮などの強力な措置が要請され、本県においても飲食店の経営に深刻な影響が懸念される所があります。

また、政府の基本的対処方針では、緊急事態宣言が発出されていない都道府県においては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能とするために、新しい生活様式の定着を図ることとされていることから、この度、感染拡大防止に積極的に取り

組んでいる飲食店に応援金を助成するために補正予算案をお願いしております。

具体的には、組合団体の取組といたしまして、新型コロナウイルスガイドラインを実践していくことを掲げる飲食店に対しては50万円の応援金を、また個々の飲食店の取組として、感染防止対策を講じていることを自主宣言する飲食店に対しては10万円の応援金を交付したいと考えております。この応援金の経費として、17億3,700万円の補正をお願いしております。

3ページを御覧ください。

繰越明許費についてでございます。

先ほど御説明させていただきました「新しい生活様式」実装推進事業～飲食店応援事業～につきまして、応援金の支給要件でございます感染防止対策の対象期間を2月1日から緊急事態宣言解除日又は2月28日のいずれか遅い日までとするとともに、応援金の申請期間については、対象期間終了後の2週間後としていることから、緊急事態宣言が延長となった場合において、年度を越えて予算執行する必要があるため、繰越しをお願いするものであります。

また、生活衛生関係営業者応援給付金につきまして、営業継続と感染防止対策の両立を目指す事業者を支援するため、これまで令和3年1月29日としていた申請期限を令和3年5月31日まで延長することによりまして、年度を越えて予算執行する必要があるため、繰越しをお願いするものであります。

なお、繰り越した予算につきましては、早期の執行完了に努めてまいります。

当部の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

この際2点、御報告いたします。

お手元に御配付の資料1を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応についてでございますが、国の緊急事態宣言発令以降の動きについて御説明させていただきます。

1月7日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催されまして、1月8日から2月7日までの間、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を対象に緊急事態宣言を発令することが決定されるとともに、政府の基本的対処方針が改正されました。

これを受けまして、本県におきましても、同日7日に、徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、緊急事態宣言対象都府県への不要不急の往来を控えていただくとともに、その他の地域におきましても、特に感染が拡大している地域との往来につきましては慎重に検討いただくよう県民の皆様方に要請を行ったところでございます。

また、宣言の対象となる地域においては、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避けることや飲食店等に対する営業時間短縮の要請等が国の基本的対処方針により規定されておりますので、本県におきましても、これまでも注意喚起してまいりましたけれども、飲酒を伴う懇親会等や大人数や長時間に及ぶ飲食など感染リスクが高まる五つの場面に注意いただくようお願いしました。

また、事業者の皆様においても、感染拡大予防ガイドラインの遵守やガイドライン実践店ステッカー又は事業者版スマートライフ宣言の掲示について取り組んでいただくよう、改めてお願いしたところ です。

1月13日には、国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、新たに2府5

県が緊急事態宣言の対象となることが決定されました。

これを受け、本県におきましても、同日13日に、徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しまして、県民の皆様に対しまして、これらの緊急事態宣言対象都府県への不要不急の往来を控えていただくようお願いしたところでございます。

また、年末年始を中心に、県外から訪問・帰省された方との接触による感染が家庭内感染を引き起こしている事例が見られることから、マスクの着用や3密の回避、手指消毒など基本的な感染予防策の徹底をお願いしたところであります。

今後とも、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立に全力で取り組んでまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。

生活衛生関係事業者応援給付金の期間延長等についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、厳しい経営環境に直面している生活衛生関係事業者を守るために創設しました生活衛生関係事業者応援給付金につきまして、支給要件を緩和するとともに、これまで申請期限を令和3年1月29日としておりましたが、令和3年5月31日まで延長することにより、営業継続と感染拡大防止の両立を目指す事業者を支援してまいりたいと考えております。

報告は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

岩佐委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑にとどめたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

また、去る1月22日、議会運営委員会において、提出予定議案については本日の委員会で十分審議の上、明日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

岡委員

今回の補正予算に出てきました「新しい生活様式」実装推進事業について、何点かお伺いしたいと思います。

まず、今回の応援金の対象となる飲食業の範囲について教えていただきたいと思います。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、今回補正させていただいております応援金の対象となります飲食業の範囲について、御質問いただいたところでございます。

この応援金につきましては、やはり飲食店の経営に深刻な影響が懸念されている前提の中で、応援金を助成していくということでございますので、その対象は飲食店又は喫茶店の営業許可を有する事業者の方々、これは現在約8,000件ございますけれども、そういつ

た方々を対象といたしまして、その方々が店舗においてガイドライン実践店ステッカー、あるいは事業者版スマートライフ宣言を提示していただいている場合に対象としているところでございます。

ただし、例外がございます。感染リスクが高まるような飲食スペースの設置が想定されていないような場所、例えば自動販売機コーナーでありますとか、あるいは持ち帰り専門店、デリバリー専門店、イートインスペースはあるんですけれどもスーパー、コンビニ等の小売業、そういった場所・店舗につきましては対象外とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### 岡委員

分かりました。飲食店と喫茶店ということで書類には出ていましたけれども、その中でも対象外になるようなケースがあるということなので、応援金はできるだけ早く迅速に給付できるようにしていただきたいと思っています。

ですから、この確認を含めて申請の手続きはできるだけ簡素で早く申請ができるようなものにしていただきたいと思います。

次に、申請の申請のやり方についてですけれども、これはいつ頃示されるのかということ、どのように入手すればよいのかを教えてくださいたいと思います。

#### 勝間危機管理環境部次長

ただいま、今回の応援金の申請様式等々について、御質問を頂いたところでございます。

様式につきましては、現在、詰め作業を行っているところでございます。

ただ、申請期間につきましては、2月1日からスタートしたいと考えているところでございます。

明日の本会議で、当予算につきまして議決を頂きましたら、明日のうちに、できるだけ速やかに県ホームページにおいて申請のやり方、あるいは申請に係る様式を公開できるように、準備を進めているところでございます。

申請様式の入手等につきましては、そのホームページがございましたので、ダウンロードして活用いただければと思っていますところでございます。

なお、ホームページにつきましては、2月以降に更にバージョンアップを重ねて、できるだけ見やすく分かりやすいものに改善してまいりたいと考えているところでございます。

#### 岡委員

多分ホームページに載せていてもなかなか見つけられないということがありますので、探し回らなくてもいいように、しっかりと分かりやすい場所に掲示していただくようお願いしておきたいと思っています。

次に、いつまでにこの申請をしていけばいいのか、いつまでにガイドライン実践店ステッカーなり事業者版スマートライフ宣言を掲示すればいいのか。ちょっと分かりにくいので、もう少し詳しく御説明を頂きたいと思っています。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、ガイドライン実践店ステッカーの掲示、それから申請していただく期間について御質問を頂いたところでございます。

まず、ガイドライン実践店ステッカー、もちろんスマートライフ宣言の部分も同じなんですけれども、願います開始日は2月1日からというふうに思っております。

終了日につきましては、緊急事態宣言解除日又は2月28日のいずれか遅い日とさせていただいているところでございます。

現在、緊急事態宣言が出されておりますけれども、その解除日については延長等々の報道もなされているところでございますけれども、仮に2月7日に解除された場合でございますと、こちらよりも2月28日のほうが遅いという形になりますので、ステッカーの掲示を願います期間というのは2月1日から2月28日までの間という形になってまいります。

万が一、緊急事態宣言がこの2月28日を越えますと、その日までという形になっております。

それと、応援金を申請していただく期間でございます。

これも開始日につきましては、2月1日からとなっておりますけれども、この締切りにつきましては緊急期間宣言解除日又は2月28日、先ほどと同じですけれども、いずれか遅い日の2週間後までとさせていただいております。

仮に緊急事態宣言が2月7日に解除された場合でありましたら、2月28日の2週間後となりますので、申請していただく期間といいますのは2月1日から3月14日までの間になってまいります。

岡委員

緊急事態宣言がいつ解除されるかということによって期間が変わってくると。遅くなれば延びるということなんで、今のところは2月28日までにステッカーかスマートライフ宣言を貼って、3月14日までには申請してくださいですけど、緊急事態宣言が2月28日以降までずれ込むことがあればそれ以降に同じような形になると。

その周知をとにかくしっかりとさせていただきたいと思っております。いろんな媒体を、とにかく考え得る媒体を全て使って、しっかりと周知していただくようお願いしたいと思っております。

ただ、スマートライフ宣言を貼っている所があると思うんですけれども、ステッカーは皆さん御存じのように団体にしか出ていません。そういう店舗に関しては、これから新たにステッカーを入手する必要があると思うんですけれども、その手続がどのようになっていくのか。

あと1点だけお聞きしておきたいのですけれども、例えば一つの会社で数店舗運営しているような所というのは1店舗1店舗で申請をするのか。各店舗になるのか、一つの会社だったら会社にお金が出るのかというのを一応確認しておきたいと思っております。

勝間危機管理環境部次長

ただいま岡委員のほうから、2点ほど御質問いただきました。

まず、ステッカーの入手手続についてでございます。

これにつきましては、二つあります。

一つは、現時点でステッカーの配布に協力いただいている業界団体、現時点で46団体がそういったガイドライン実践店ステッカーの配布に協力いただいているところがございますけれども、そういった団体に入っている場合、あるいは今後入るとい形になりますと、その団体を通じて危機管理政策課を含めて県のほうに申請していただければ、その団体が店舗での感染症対策の取組をチェックした上で、ステッカーを交付させていただこうというふうになっているところがございます。

もう一つが、現時点でそういった団体に入っていないという所の店舗でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、そういった団体に加入していただくというのも一つの方法でございますし、新しく作らなくても今ある既存の団体、例えば商工団体、現時点ではステッカーの配布等々を行っていないんですけれども、自分が加入している商工団体、あるいはNPOの団体を活用していただいて、県のほうに申請していただく。

さらに、全くそういうふうな団体等につてがない場合につきましては、業種や地域のつながりで新たな任意団体を結成していただいて、その団体から県に申請していただく。

ただ、その際にはしっかりと感染症対策をチェックする体制が整っているかという点につきましては、確認させていただくこととなりますけれども、県に申請していただいてステッカーを交付するという形になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

具体的な申請方法につきましては、現在も県のホームページに掲載させていただいておりますところではございますけれども、先ほど申し上げました応援金の申請書を掲載するページにも、しっかりとステッカーを入手する一連の流れにつきまして詳細が分かるように、様式や記載例等々も掲示したいと考えているところがございます。

それから、2点目でございますけれども、一つの会社が複数の店舗を運営している時の応援金の交付の仕方ということであろうかと思ひます。

その場合にも、応援金につきましては、先ほども申し上げましたとおり、飲食店又は喫茶店の営業許可を一つの単位として考えておりますので、恐らくはその店舗ごとに交付できるものと考えているところがございます。

## 岡委員

分かりました。ありがとうございました。とにかくステッカーを入手しなければ、又はスマートライフ宣言を貼らなければ応援金をもらえないというようなことになってしまいますので、入手手続については本当に十分に周知していただきたい。

恐らく問合せもかなりの数が来ると思ひます。その対応をしっかりとお願いしたいということと、とにかく迅速な交付ができるように改めてお願いしておきたいと思ひます。

この応援金制度を運用していく中で、各店舗においてはかなりの疑問が出てくると思ひます。問合せの件数に関しては相当な数が出てくると思ひますし、大変な作業になってくると思うのですけれども、問合せ対応については、どのような準備を進めていらっしゃるのかお聞きしたいと思ひます。

勝間危機管理環境部次長

ただいま岡委員から、応援金の問合せ対応につきまして御質問を頂いたところでございます。

委員御指摘のとおり、この応援金についての問合せというのはかなりの量になるのだろうと想定しているところでございます。

そのため、今回の補正予算が議決されましたら、専用の相談窓口を2月1日から設置するという形で準備を進めているところでございます。

その問合せ先、電話番号等々につきましても、先ほど申し上げましたとおり、明日、県ホームページのほうに掲載できるように、しっかりと準備を進めていきたいと思っております。

岡委員

分かりました。それもできるだけ見やすい所に、すぐに分かるようにしっかりと準備をお願いしたいと思います。

今回の補正予算で約17億円が計上されています。今後、飲食店が実際にどれぐらい申請に来られるのか、またスマートライフ宣言とステッカーの割合というのも状況を見ていかないと分からないところではあると思っておりますけれども、応援金の助成を求める全ての飲食店に応援金が行き渡るようにしていただきたい。

本当にたくさんの方から、廃業しようかと考えているとか、実際に廃業されたというような声、また店舗を開けていても1日誰も来なかったというような話もたくさん聞いております。

このことについて、今、担当部局のほうで考えている見通しのほうをお聞かせいただきたいと思っております。

勝間危機管理環境部次長

ただいま岡委員から、応援金につきましてはできるだけ行き渡るようにしていただきたいという御質問を頂いたところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、対象となります飲食店につきましては、冒頭に言いましたように一部例外がございますけれども、現在のところ営業許可の件数は8,000件程度ということでございます。

今回の補正予算につきましても、これを念頭に置きまして応援金が行き渡る額を想定し、計上させていただいているところでございます。

ただ、県としてはこのガイドライン実践店ステッカーと事業者版スマートライフ宣言、この二つがあるわけですが、やはりこのガイドライン実践店ステッカーの部分を更に拡大させていきたいと考えているところでございます。

多くの飲食店の方々がこのガイドライン実践店ステッカーの取組にチャレンジしていただくことを、県としては期待しているところでございます。

この制度をスタートし、その状況をしっかりと踏まえまして、場合によれば増額ということもそ上に載ってくる場合もあろうかと思っておりますので、その場合には来る2月議会において、追加予算を提案できるようにしっかりと検討を進めてまいりたいと考えているとこ

ろでございます。

#### 岡委員

概略に関しては、しっかりと御説明を頂けたかなと思います。

まだまだ抜けているところは多分、各店舗さんが2月1日から始まるコールセンターなどに聞いていただいて、またホームページを見ていただいてということになると思いますけれども、とにかく申請手続きをできるだけ簡潔で申請しやすい、迅速に応援金を給付できるようにしていただきたいということを本当に強くお願いしておきたいと思います。

また、ステッカーの入手なんかも支障を来さないように。いろんな所から申請が来ると思いますので、それに対する対応をしっかりとやっていただきたい。

とにかく、このまま放置しておけば恐らく街自体の機能が失われてしまうと思います。本当に皆さん方、この苦しい状況の中で一生懸命頑張っていますので、是非とも迅速な手続をして少しでも助けになるように、実行していただくことをお願いさせていただいて、私からの質問を終わりたいと思います。

#### 仁木委員

「新しい生活様式」実装推進事業の関連で質問をしていきたいと思います。

この予算額17億3,700万円ですけれども、これは純粋に全ての金額が給付金を見込んだ算定なのか、若しくはこれを広げるための何らかの委託料等々が入っているのかということをご教示いただければと思います。

#### 勝間危機管理環境部次長

ただいま、今回の補正予算でございますけれども、応援金を交付するに当たりまして、当然、膨大な事務が発生してまいります。

そういった事務につきましては、委託をする形で事務の執行を図ってまいりたいと考えているところでございます。

#### 仁木委員

私が確認したいのは、事務は確かに掛かるのですけれども、この申請をするにはガイドライン実践店ステッカーを貼らなければならないと思いますが、このステッカーの未加入率が高いと思うのです。

そこで、業界団体に対してより一層のお願いやそういった体制を作ってもらうための予算を何か組み込まれているのか、これの確認をさせていただきたいのです。

#### 勝間危機管理環境部次長

ただいま仁木委員のほうから、業界団体に対する取組ということで御質問を頂いたところでございます。

今回、ガイドライン実践店ステッカーの交付に際しましては、当然のことながらステッカーを申請していただいた業界団体の御協力、これは不可欠だろうと思っているところでございます。

恐らく、その際には店舗と連携をとっていただきながら、この応援金の申請等々について作業を行っていただくようになるのだろうと考えているところでございます。

その際に生じる諸経費等々もでございますので、またそれは詳細の手続を詰め切っていない状況ではございますけれども、発生する費用についてはそういった業界団体のほうに助成していくというようなことも検討しているところでございます。

#### 仁木委員

ようやくステッカーを交付できるような、そういった助成なり何なりというのができてきたと思いますので、その点、業界団体にお任せしているのであればそういったところを業界団体とも連携をとっていただきたいと思います。

このステッカーの掲載店舗一覧、これを聞くのはガイドライン実践店ステッカーを貼っていないかったら申請できないということですから、ホームページに掲載している店舗一覧についてお聞きします。

この46団体の中で、公平公正が保たれていて会員数が一番多いのはどの業界団体か、また何人ぐらいいらっしゃるかをお聞きしたいと思います。

#### 勝間危機管理環境部次長

ただいま、現時点でガイドライン実践店ステッカーの掲示に御協力いただいている業界団体の中身でございますけれども、申し訳ございません、その業界団体のそれぞれの会員数一覧については手元にはございませんが、ステッカーの掲示実績につきましては、委員のほうからお話がありました46団体ございまして、店舗数につきましては1,997店舗、1月26日現在にはなりますけれども、そういった形になっている状況でございます。

#### 仁木委員

8,000件の飲食店の中で、この業界団体の会員数がどれだけ賄いきれているのかというところが非常に気になりまして、8,000件の中で業界団体に入られている見込みはどれぐらいなのかを教えてくださいたいのです。

#### 山本安全衛生課長

現在、ガイドライン実践店舗の御協力を頂いております業界団体の中で、飲食店関係のみを把握はしていませんけれども、徳島県食品衛生協会という業界団体がございまして、これにつきましては会員数が約7,400名ということでございます。

#### 仁木委員

8,000件のうちの7,400名、この7,400名の部分というのは純粋に飲食業だけではないと思うのですけれども、ここから外れたところに対する周知の仕方というのも非常に大事になってくると思いますので、その点をどうしていくのかということについて御検討いただきたいと思っておりますので、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

この7,400名の所にお願ひするのが一番早いと思うのです。会員数がほぼ8割方入られている業界団体であるので、ここに県からお願ひしていくというのが、一番ステッカーが

貼っていき、それに公平公正が保てる。ここが要だと思っております。

私が注目したいのは、7,400名をまとめていろいろステッカーを貼っていったりするのにこの期間で間に合うのかなと、実質的に難しいのではないのかなと思っております。

これは提案なのですけれども、先ほど岡委員からの御質問の際に、場合によっては追加も含めてというようなことがございました。増額もそうなのですけれども、期間延長も含めて御検討いただきたいと思うのですけれども、そのことについてちょっと御答弁いただければと思います。

#### 勝間危機管理環境部次長

今、仁木委員のほうから、期間延長について御質問を頂いたところでございますけれども、まず、今回の制度につきましては先ほど岡委員からの御質問に対して、申請期間等々を申し上げたところでございます。

その期間で、まずはスタートさせていただきたいというところでございます。ある程度の期間を決めて、それぞれの飲食店等々で感染防止対策を急ピッチで取り組んでいただきたいという思いもございますので、まずはそれで制度として始めさせていただきたいと思っております。

#### 仁木委員

もちろんそれは分かっております。そうではなくて、今のこの話をしていっているのではなくて、先ほどは増額も含めてというこれからの話をされたから、そういうときには期間延長も含めて検討してくださいねということをお願いしたのです。

#### 勝間危機管理環境部次長

繰り返しになるのですけれども、この制度における交付申請の期間につきましては、今申し上げましたとおり、この期間でまずはスタートさせていただいて、その中でどういふふうに関後動いていくのかというところもでございます。

もちろん、いろいろな店舗、あるいは事業者、業界団体のこともあろうかと思っておりますので、どういった形で申請すればいいのか、どれぐらいの手続が要るのかについては、先ほど言いましたとおり、コールセンター等々も設けますので、お問合せをいただければというふうに関思っているところでございます。

#### 仁木委員

金額は言っても期間のほうは追加で言えないというのであったら、要望しておきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それと、ちょっとお願いがございまして、この徳島県食品衛生協会がやはり要になってくると思うのですけれども、またそこら辺の動き方のスケジュール等々が分かれば、またこれの公表も含めて調査をしていただきたいと思っておりますので、その点をよろしく願いいたします。

いろいろと質問させていただいたのですけれども、この申請の部分については1店舗ごとというのとは分かったのですが、業界団体の所、例えばチェーン店で先ほどもおつ

しゃったように10店舗していて会社が一つあるというような所については、その会社がいわゆる業界団体ということで申請しても大丈夫なのかということを確認したいのです。

といいますのは、このガイドライン実践店ステッカーの掲載店舗一覧の中に、例えば株式会社ファミリーマートが入ってまして、このステッカーの申請が株式会社ファミリーマートから出しているのであれば、これが例えば飲食店でも同じだと思いのです。そういった格好で申請すれば業界団体の申請ということで受け付けてくれるのでしょうか。

#### 勝間危機管理環境部次長

ただいま仁木委員のほうから、申請団体の状況について、この申請団体に間に入っただけという趣旨でございますけれども、感染防止対策をチェックする体制をしっかりと、しかもそれを第三者的な立場でチェックしていただくということをお願いしているところでございます。

そういった立場、そういった機関であるということが認定できれば、それはステッカーを交付させていただくという流れになってまいります。御理解いただければと思います。

#### 仁木委員

分かりました。以上で質問を終わらせていただきたいと思います。

#### 大塚委員

岡委員のほうから、かなり経済的なダメージを飲食店が受けているということで、いろんな予算を付けたものがスムーズに実行できるようにということで、私も全く同じ気持ちでございます。

具体的なことで少しだけお時間を頂きたいと思うのですが、ステッカーを貼られる所、それから宣言を出される所で、実際にそこへ来たお客様が感染を受けない状況を必ず実行されなければいけないと思うのです。

その中で、感染対策については、ステッカーを申請するお店がどういう感染対策をするのか教えていただきたい。

#### 勝間危機管理環境部次長

ただいま、感染防止対策ということで御質問を頂いたところなのですが、基本的にはそれぞれの業界で定めておられますガイドライン等々もでございます。

もちろん、その前に基礎的な感染防止対策、例えば接客するときにマスクを着用するとか、でき得る限りソーシャルディスタンスを確保するとか、そういった基礎的な対策というものをしっかりととっていただく。

恐らくそれぞれの業種、業態ごとにとれる対策等々もございますので、そういったものを自ら対外的にお客様に対して、あるいは県民に対してお知らせをしていただいて、それを自ら守っていくという体制づくりをしっかりと進めてまいりたいと思っているところでございます。

#### 大塚委員

例えば席ですね。席の間隔とか、例えばパーティションをしているとか、そういったこととかは入っているのですか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、いわゆるソーシャルディスタンスの確保ということで御質問を頂いたところですが、そういった感染防止対策も当然対応の中に入ってくるところでございますけれども、ただ、それぞれの団体、あるいはスマートライフ宣言になりますとそれぞれの店舗の所で、こういった点を重点的に対策を打っていかうとするのかについては、それぞれで選択していただいて、例えばスマートライフ宣言であればそれに自ら記載するというようなことを行っていただきたいと思いますところでございます。

大塚委員

実際に飲食店に行った時に気になることがあるのですけれども、大体距離を離していたり、パーティションをやっている所もあります。

でも、お客さんのほうから、例えば飲食時にマスクを外すのですけれども、大声で話したりとか、電話が掛かってきてそのまま話したりとかということに関して、これは決して店側のことではないのですけれども、例えば何かの方法としてそういったことをきちんとお客様にやっていただくことがなければ、感染対策というのは実際にできていない、感染する可能性があるわけです。

お客さんに対して、こういう店ではこういうことを守ってくださいと周知するようなポスターなり掲示物なり、そういうのはないのですか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、それぞれの店舗のお客様に対する啓発ということになろうかと思うのですけれども、少し今回の応援金とは外れるのですけれども、実は夏以降、店舗の中で大声でしゃべることについて、お店側からお客様に対して申し上げるというのが難しいというような声もございましたので、例えばコースターとか、あるいはうちわとか、そういった大声を出さないというような形の啓発資材を県のほうで作成し、それぞれの店舗に配布させていただいたこともございます。

それにつきましては、いわゆる感染防止の啓発活動の一環の中で、今後も必要に応じて実施してまいりたいと思っております。

大塚委員

ありがとうございます。店側の対応はきちんとできているということで、ステッカーを貼られているということなのですが、そういった啓発を同時にやっていかないと実際に入っていくと感染ということがあるわけですから、実際にその場で感染させないという方向の中で、いろいろやっていていただきたいと思いますと思います。

岩佐委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理環境部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時32分）